



- 備考 1 特定施設の種類欄には、群馬県的生活環境を保全する条例施行規則別表第12又は別表第13に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 騒音又は振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、騒音に係るものにあつては、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要及び振動に係るものにあつては基礎の防振措置、防振溝の設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面・表等を利用すること。
- 3 騒音特定施設・振動特定施設の別の欄の記載については、該当の欄に○印を記載すること。
- 4 印の欄には、記載しないこと。
- 5 法人の場合にあつては、「住所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「氏名」とあるのは「名称及び代表者氏名」とすること。
- 6 別紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。